

京都企業株式ファンド

(資産成長型) / (予想分配金提示型)



第1期決算および分配金のお支払いについて

平素より「京都企業株式ファンド（資産成長型） / (予想分配金提示型)」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。京都企業株式ファンド（予想分配金提示型）は2021年5月17日に第1期決算を迎え、分配を行いましたので、今後の市場見通し等とあわせてご報告いたします。

※以下、「京都企業株式ファンド（資産成長型）」を（資産成長型）、「京都企業株式ファンド（予想分配金提示型）」を（予想分配金提示型）とすることがあります。

(予想分配金提示型)の分配実績(1万口当たり、税引き前)

当ファンドは2020年11月26日に設定され、(予想分配金提示型)はこの度、第1期決算(2021年5月17日)を迎えました。分配方針に基づき、決算日の前営業日の基準価額の水準等を勘案した結果、分配金額は50円としました。

決算期	2021年5月17日
	第1期
分配金 (対設定時基準価額比率)	50円 (0.5%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	0.6%

(注1)「対設定時基準価額比率」は、当期分配金(税引前)の設定時基準価額(10,000円)に対する比率で、(予想分配金提示型)の収益率とは異なります。

(注2)騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

(予想分配金提示型)の分配方針

- 原則として、毎年5月および11月の15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- 各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。ただし、分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、分配を行わないことがあります。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
10,000円未満	0円
10,000円以上11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	200円
13,000円以上14,000円未満	300円
14,000円以上15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

市場見通しと運用方針

<市場見通し>

- **国内株式市場**については、景気に配慮した政策出動が続くなか、米国や英国を中心とした経済活動正常化に向けた動きなどが市場の支えとなり、**上昇基調が続くと想定**します。
- 一方、企業業績の回復度合いを見極めようとする動きや、新型コロナウイルスの国内での感染拡大に対する不透明感などから、**短期的には上値が重くなる可能性**に警戒が必要と考えます。
- 景気および企業業績の回復が確認された後には、デジタル・トランスフォーメーション（デジタルによるビジネス等の変革）の進展による業績拡大といった、**中期的な成長性が改めて注目される展開を想定**します。

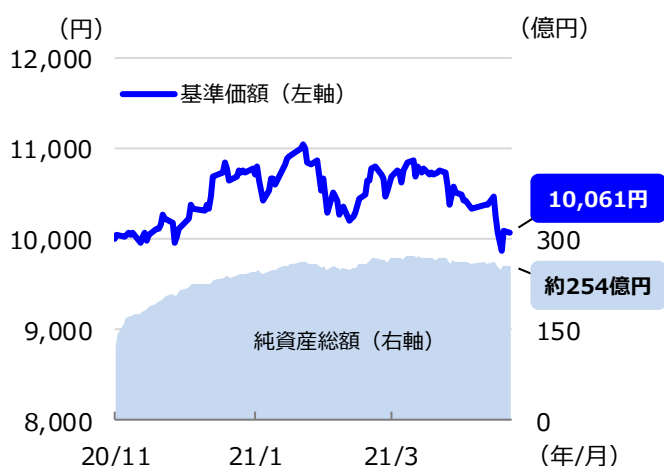
<運用方針>

- 京都関連企業の特徴でもある**独自技術製品**や**ビジネスモデルの優位性**、**テーマ性**といった観点などから、**中長期的な成長が期待される企業**に投資していく方針を継続します。
- 世界で競争力を有する京都関連企業は、コロナ禍からの**業績回復スピード**や**今後の成長性**などで優位にあると考えられます。今後、堅調な業績進捗が確認されることで、**市場からの評価がより高まる**とみています。
- ベースポートフォリオでは、5Gや車載向けなどの多用途で需要増加が見込まれる**半導体関連**に注目しています。セレクトポートフォリオでは、世界市場で成長が期待される**ヘルスケア関連**、新型コロナウイルスワクチン普及後の社会で、いち早い需要の回復が期待される**消費関連**等に注目しています。

京都企業株式ファンド（資産成長型）

<基準価額と純資産総額の推移>

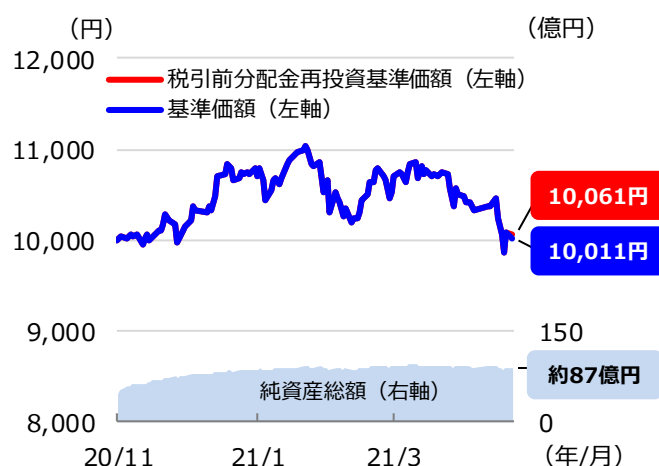
(2020年11月26日（設定日）～2021年5月17日)



京都企業株式ファンド（予想分配金提示型）

<基準価額と純資産総額の推移>

(2020年11月26日（設定日）～2021年5月17日)



(注) 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後。(資産成長型)は2021年5月17日現在において分配を行っておりません。

※上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しならびに運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにあります。

京都企業株式ファンド（資産成長型）：（資産成長型）

京都企業株式ファンド（予想分配金提示型）：（予想分配金提示型）

1. 京都企業株式・マザーファンドへの投資を通じて、「京都関連企業」の株式に投資します。
 - 「京都関連企業」とは、以下のいずれかをいいます。
 - 京都府もしくは滋賀県に本社（本社に準ずるものを含みます。以下同じ。）を置いている企業
 - 京都府もしくは滋賀県において雇用の創出など積極的に事業活動を行っている企業
 - 京都府もしくは滋賀県との関連の強い企業
2. 「ベースポートフォリオ」と「セレクトポートフォリオ」を組み合わせることにより、幅広い企業の株式に投資します。
 - 「ベースポートフォリオ」と「セレクトポートフォリオ」への投資割合は60：40を基本とします。

「ベースポートフォリオ」

■「京都関連企業」のうち、京都府もしくは滋賀県に本社を置いている企業の時価総額上位20銘柄でポートフォリオを構築します。

■銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額を勘案して決定します。

※ただし、上位20銘柄すべてに投資するとは限りません。

「セレクトポートフォリオ」

■「ベースポートフォリオ」以外の「京都関連企業」から選別してポートフォリオを構築します。

3. （資産成長型）と（予想分配金提示型）の2つのファンドからご選択いただけます。

（資産成長型）

■原則として、毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

（予想分配金提示型）

■原則として、毎年5月および11月の15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

■各計算期末の前営業日の基準価額（支払済み分配金（1万口当たり、税引前）累計額は加算しません。）に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
10,000円未満	0円
10,000円以上11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	200円
13,000円以上14,000円未満	300円
14,000円以上15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

<ご留意いただきたい事項>

- 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

ファンドの特色

- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ 当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの投資対象である京都関連企業の株式の中には、全体の時価総額に対する構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。このため、当ファンドにおいても一般社団法人投資信託協会規則に定める純資産総額に対する比率（10%）を超える銘柄が存在することとなる可能性があります。当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

※ 特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク

当ファンドは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

■ 投資地域集中リスク

当ファンドは、特定地域の企業の株式に投資するため、業種配分等が日本の株式市場全体における構成比率と異なります。そのため、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該地域が災害に見舞われた場合や当該地域の経済が低迷した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

2030年11月15日まで（2020年11月26日設定）

決算日

（資産成長型）

毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）

（予想分配金提示型）

毎年5月、11月の15日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

（資産成長型）

決算日に、配分方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

（予想分配金提示型）

決算日に、配分方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

（共通）

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

スイッチング

販売会社によっては、（資産成長型）および（予想分配金提示型）の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30% (税抜き3.00%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.353% (税抜き1.23%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 株式会社S M B C信託銀行
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2021年5月17日